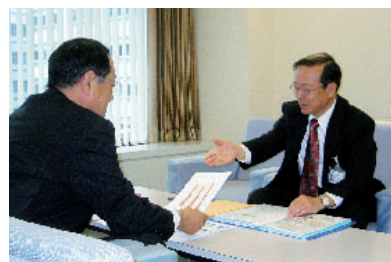


○ お客さまの課題解決のために

愛媛信用金庫は、大手行とは異なる特性や個性を持った、地域の皆さまに一番身近な地域金融機関です。職員一人ひとりが常にお客さまの視点に立つことを心掛け、お客さまの抱える課題の解決へ向けて、全力で取り組んでいます。

■ 経営に関するご相談

事業サポート室に所属する中小企業診断士の資格を持つ担当者を中心に、営業店と連携しながら法人や個人事業主の方々の経営に関するご相談をお受けしています。また、地元中小企業の経営健全化に向けた支援にも取り組んでいます。そのほかにも、信用金庫のセントラルバンクである信金中央金庫や関連連会社、商工団体等と手を携えて、お客さまの多様なニーズにお応えしています。



■ 愛媛信用金庫ローンプラザ松山

住宅ローン、住宅金融公庫、各種消費者ローンなどに関するご相談、お取り次ぎを行っています。平日は午後6時まで、土曜・日曜・祝日は午前10時から午後5時まで営業していますので、お気軽にお立ち寄りください。



松山市東本1丁目8番22号 東環状東本支店内
TEL 089-946-3802 FAX 089-946-3803

お客さまの個々に異なるニーズにお応えするために、当金庫ではさまざまな商品をご用意しています。詳しくは、お近くの営業店窓口やお客さま係へお気軽にお問い合わせください。また、当金庫ホームページ (<http://www.shinkin.co.jp/ehime/>) でも商品内容や当金庫の経営内容をご覧いただけます。

ご注意ください！

～偽造・盗難カード等による被害を防ぐために～

- 類推されやすい暗証番号（生年月日、電話番号、連続番号等）を使用されているお客さまは、お早めに変更ください。暗証番号の変更は、当金庫本支店および店舗外に設置されているATMでお手続きいただけます。
- 当金庫から電話等で暗証番号をお尋ねすることは一切ございません。
- キャッシュカードも通帳や印鑑と同様に厳重な管理をお願いします。

愛媛信用金庫の概要

名称 愛媛信用金庫
本店所在地 〒790-0002 松山市二番町4丁目2番地11
TEL 089-946-1111(代表) <http://www.shinkin.co.jp/ehime/>
設立 昭和26年1月27日
出資金 15億9千万円（平成18年3月末）
店舗数 48店舗（平成18年3月末）
役員等の人数 636人（平成18年3月末）

本資料は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第21条に基づくディスクロージャー誌ではございません。詳細につきましては、7月中旬発行予定の「ディスクロージャー2006」をご覧ください。

平成17年度 決算についてのお知らせ

Ehime Shinkin Bank
**MINI
DISCLOSURE**
ミニディスクロージャー

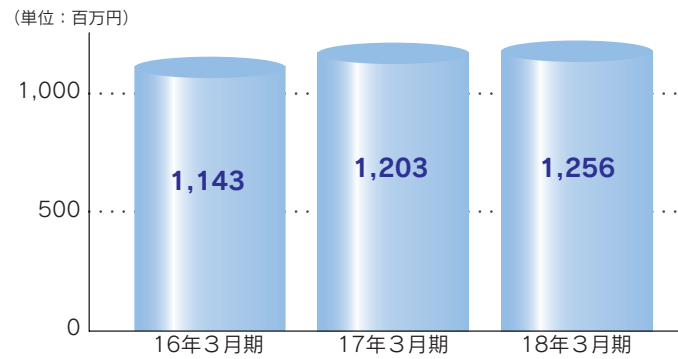
平成17年度決算のお知らせ

愛媛信用金庫は、四国の信用金庫の中で最大規模を誇る信用金庫です。
財務内容の健全性は高く、お客さまに安心してお取引引きいただける地域金融機関です。

○ 収益の状況

あいしんは安定した収益を確保できる収益体質を構築しています。

当期純利益の推移

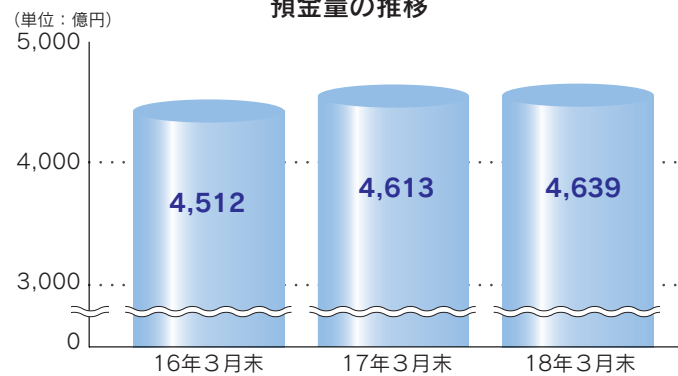


収益力の強化、効率化の推進によるコスト競争力の向上などを基本方針として、お客さまの課題解決型ビジネスモデルの構築をはじめとするさまざまな施策に取り組んだ結果、平成17年度の経常収益は189百万円増加の10,410百万円、当期純利益は53百万円増加の1,256百万円を計上し、増収増益となりました。
この結果、出資配当率は従来どおり6%を予定しております。正式には平成18年6月21日開催の第56期通常総代会において決定されます。

○ 預金・貸出金の状況

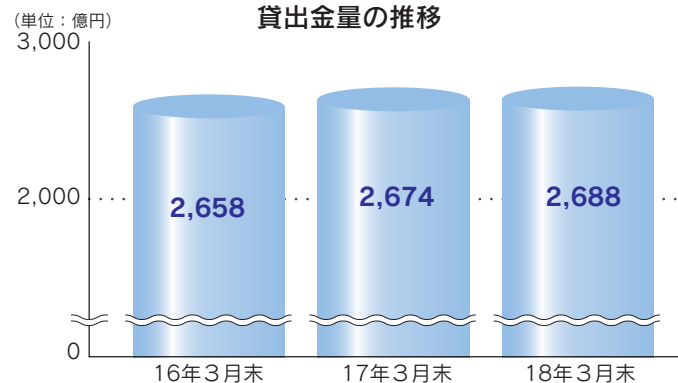
預金量・貸出金量はともに堅調に増加しています。

預金量の推移



地域の皆さまからの信頼度の証である預金量は、法人預金の低迷が続くなか、個人預金獲得に注力した結果、年度末残高は463,985百万円（前期末比2,646百万円の増加）となりました。

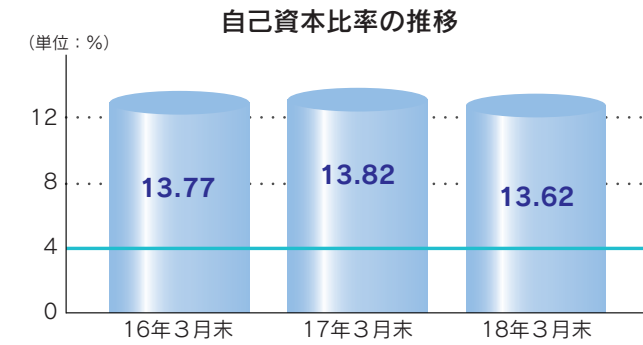
貸出金量の推移



事業資金貸出金が、新商品の販売開始などの努力にもかかわらず、資金需要の大幅な落ち込みにより低調裡に止まったものの、個人向け融資は一定の成果をあげることができました。年度末残高は268,810百万円（前期末比1,383百万円の増加）となりました。

○ 単体自己資本比率の状況

国内基準を大幅に上回る水準で推移しています。



金融機関の健全性・安全性の重要な指標である自己資本比率（国内基準）は13.62%となりました。平成17年度は、純利益にて内部留保を積み上げましたが、年度末にかけて金利が上昇したことを受けて株式等評価差額金がマイナスとなったことが主因となり、前年度を下回りましたが、早期是正措置の適用基準である4%を大幅に上回る高い水準を維持しております。

○ 時価のある有価証券の評価差額

	平成18年3月末	
	時価	評価差額
その他有価証券	131,420	△ 1,948
株式	4,847	1,241
債券	121,891	△ 3,382
その他	4,682	192

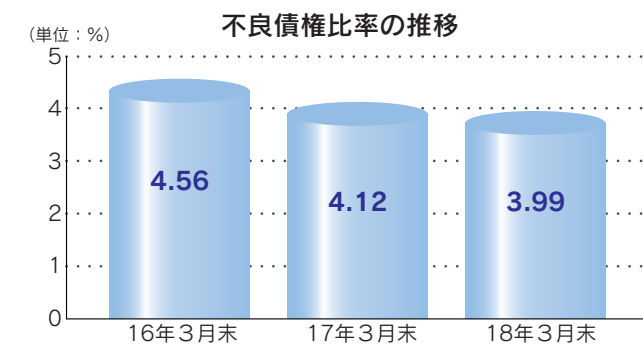
	平成17年3月末	
	時価	評価差額
その他有価証券	114,589	1,139
株式	3,236	230
債券	105,186	764
その他	6,166	144

平成18年3月末の「評価差額」及び「含み損益」は、平成18年3月末時点の帳簿価額（償却原価法適用後、減損処理前）と時価との差額を計上しています。なお、満期保有目的の債券に係る含み損益は以下のとおりです。（時価のある子会社・関連会社株式は保有しておりません。）

	平成18年3月末	
	帳簿価額	含み損益
満期保有目的の債券	3,446	△ 14

	平成17年3月末	
	帳簿価額	含み損益
満期保有目的の債券	3,244	109

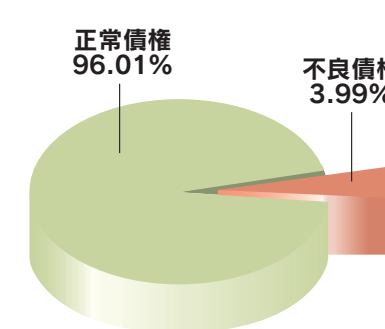
○ 金融再生法に基づく開示債権に占める不良債権の状況



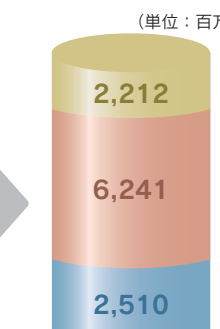
当金庫では、資産の健全化のため積極的に償却・引当を行っており、金融再生法に基づく開示債権のうち、不良債権に係る実質的な会計上の処理はすべて完了しています。（※）
また、事業サポート室を中心に、企業再生支援などにも積極的に取り組んでおり、不良債権残高の削減に努めています。

※債権ごとに個別貸倒引当金の計上が必要である「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の個別貸倒引当金の引当率は95.69%となっております。引当が行われていない4.31%に相当する100百万円は返済が継続されており償却・引当事由に該当しないため引当が行えないものです。

金融再生法に基づく開示債権



不良債権の内訳



破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

要管理債権
3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権